

令和6年度第1回 品川区国民健康保険事業の 運営に関する協議会 資料

令和6年9月4日（水）
災害対策本部室

目次

1 審議事項

品川区国民健康保険条例の一部改正 1 頁

《参考資料》

① 国の方針 2 頁

② マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う区の対応 3 頁

③ 【様式】資格情報のお知らせ 4 頁

④ 【様式】資格確認書 5 頁

⑤ マイナ保険証の利用率推移 6～7 頁

2 報告事項

加入者情報のお知らせ発送について 8～9 頁

1. 審議事項 品川区国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法の改正及び厚生労働省通知に伴い、品川区国民健康保険条例の一部改正を要する内容については、以下のとおりです。（別紙1・別紙2 参照）

項目	条例の該当条文	改正内容	改正後	改正前
国民健康保険法改正に伴う改正	第6条	国民健康保険法改正に伴う、療養費等に関する引用条文の変更	法第36条第1項及び第54条の3第4項	法第36条第1項
	第9条の2～4、第9条の6		法第52条及び第54条の3第4項	法第52条
	第9条の5		法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで	法第54条並びに第54条の3第3項から第5項まで
急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の改正	第23条	厚生労働省通知に伴う規定整備	6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）	6か月
国民健康保険法改正に伴う改正	第25条	国民健康保険法改正に伴う所要の規定整備	削除	区の区域内に住所を有するに至ったことにより、被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の要求があった場合においては、区は、その求があった日から起算して3カ月を経過するまでの間において当該被保険者証を交付するものとする。
	第27条		法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたものに対し、	法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、もしくは虚偽の届出をし、または同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないものに対し、
付則	付則	施行期日および経過措置の制定		

【参考資料】①国の方針等

国の方針等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日法律第48号）が公布

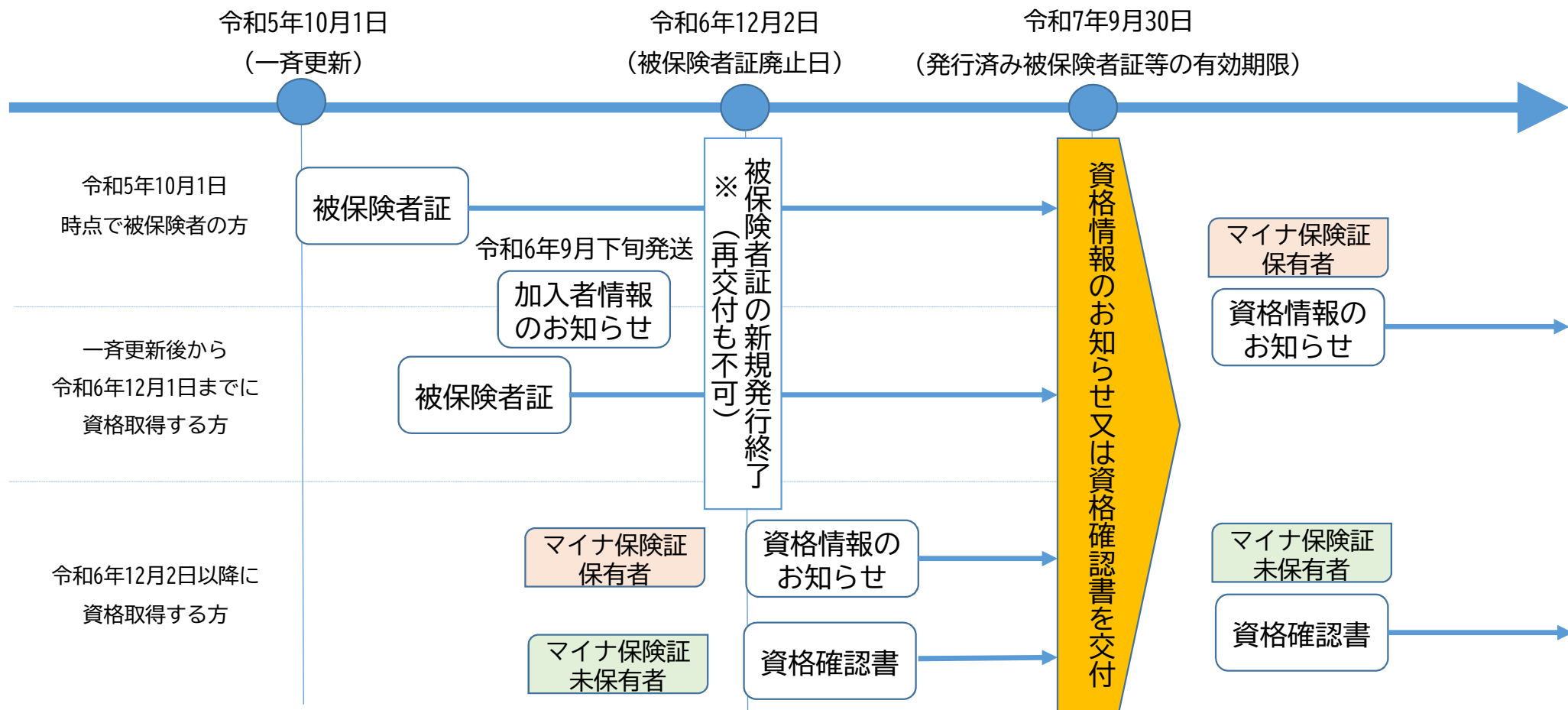
今般の新型コロナウイルス感染症対策等の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化している中で、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から改正が行われました。



法施行後

- (1) 令和6年12月2日より被保険者証の新規交付を廃止
⇒すでに交付済みの被保険者証をお持ちの場合は、記載されている有効期限（令和7年9月30日）まで有効
- (2) マイナ保険証（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）を保有している被保険者に対しては、「資格情報のお知らせ」を交付します。
- (3) マイナ保険証を保有しておらずオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者については「資格確認書」を交付します。

【参考資料】②マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う区の対応



※令和6年12月2日以降は、汚破損や券面情報(住所等)が変更になった場合でも、被保険者証は（再）交付しません。資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付となります。

【参考資料】③【様式】資格情報のお知らせ

マイナ保険証を保有している被保険者に 交付します

★資格情報のお知らせとは？

⇒被保険者に関わる基本情報が記された書面です。具体的には、記号・番号、氏名フリガナ、生年月日、適用(資格取得)年月日、負担割合等が印字されています。

★何に使う？

⇒マイナ保険証を利用できない医療機関で、マイナ保険証と同時に提示することで、保険診療が受けられるようになります。

また、マイナ保険証には、記号・番号や負担割合等の情報が記載されていません。健康保険の加入者情報はマイナポータルから確認することになりますが、「資格情報のお知らせ」が手元にあれば、マイナポータルにアクセスしなくても健康保険証の情報が確認できます。

※資格情報のお知らせだけで、
保険診療を受けることはできません

★資格情報のお知らせイメージ A4サイズ

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	000000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

この部分を切り取って携帯
していただくと便利です



資格情報のお知らせ

令和〇〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号	000	番号	000000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70歳以上のみ記載)		

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

【参考資料】④【様式】資格確認書（カード型）

マイナ保険証を保有していない被保険者に
交付します

★資格確認書とは？

⇒マイナ保険証の代わりになるものです。被保険者証の廃止に伴い、医療機関等を受診する際は、原則的にマイナ保険証を提示しますが、マイナンバーカードを持っていない人や、持っても保険証としての利用登録をしていない人に対して資格確認書を交付します。

★サイズは？

⇒現行の被保険者証と同じカード型です。

★記載内容は？

⇒都の事務処理基準に基づき、現行の被保険者証と同じ項目に負担割合を追加記載する予定です。

※資格確認書で
保険診療を受けることができます

★資格確認書イメージ カード型

別添 1 様式例：必須記載事項の号（表・下頁）

(2.iii)

[illegible]

(15. 11)

借 考

※ 以下の例に記入することにより、財産処分に関する意思を表示することができ
ます。記入する場合は、1から8までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、肺移植及び心臓移植を中止した旨のいずれでも、移植の為に臓器を提供します
 2. 私は、心臓移植のみを中止し、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- （1）又は（2）を選択する方、提供したくない臓器があれば、次のように書き込み。

【 心、肝、脾、肺、肾、小胆、眼球 】

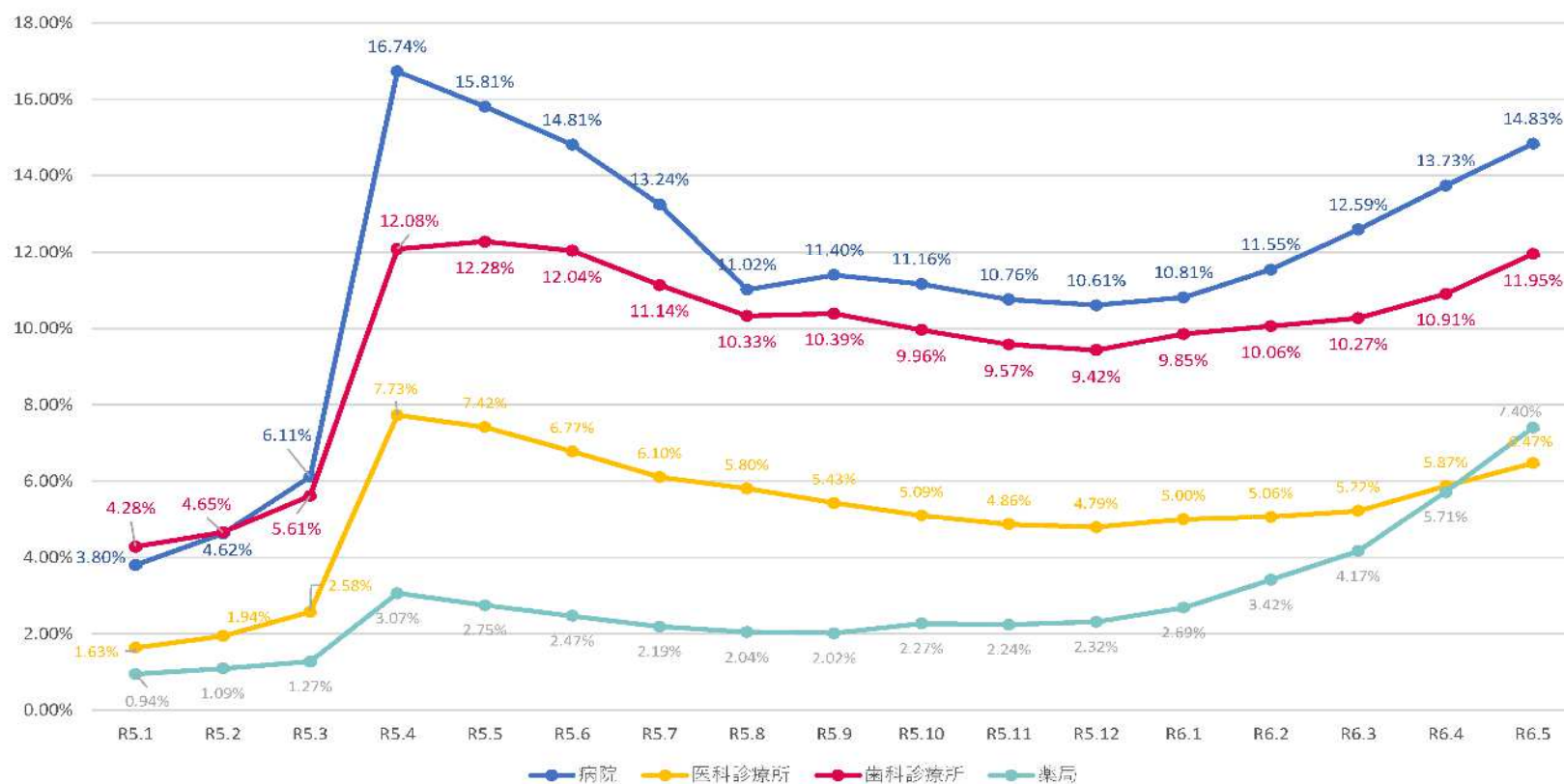
【配註】

署名年月日： 年 月 日

本人署名（白筆）： 家族署名（白筆）：

【参考資料】⑤マイナ保険証の利用率

施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



出典：厚生労働省 第180回社会保障審議会医療保険部会 資料2

【参考資料】⑤マイナ保険証の利用率

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年5月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年5月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	8.32%(+1.19%)
青森県	5.99%(+1.39%)
岩手県	9.25%(+1.15%)
宮城県	7.11%(+1.01%)
秋田県	7.18%(+1.72%)
山形県	7.94%(+1.03%)
福島県	10.68%(+1.72%)
茨城県	9.53%(+1.39%)
栃木県	9.71%(+1.61%)
群馬県	8.95%(+1.44%)
埼玉県	6.94%(+0.93%)
千葉県	8.44%(+1.32%)
東京都	7.25%(+0.96%)
神奈川県	7.49%(+1.29%)

全国	7.73%(+1.17%)
----	---------------

都道府県名	利用率
新潟県	11.03%(+1.79%)
富山県	12.52%(+2.07%)
石川県	12.17%(+2.02%)
福井県	11.63%(+1.68%)
山梨県	6.53%(+0.96%)
長野県	6.73%(+1.22%)
岐阜県	7.35%(+1.38%)
静岡県	8.93%(+1.65%)
愛知県	5.84%(+1.03%)
三重県	7.17%(+1.06%)
滋賀県	8.43%(+1.37%)
京都府	8.33%(+1.27%)
大阪府	6.85%(+0.93%)
兵庫県	7.31%(+1.03%)
奈良県	7.51%(+0.98%)
和歌山県	5.02%(+0.67%)

都道府県名	利用率
鳥取県	10.98%(+1.28%)
島根県	10.33%(+1.61%)
岡山県	7.49%(+1.16%)
広島県	8.23%(+1.33%)
山口県	9.85%(+1.71%)
徳島県	6.09%(+1.25%)
香川県	8.32%(+1.00%)
愛媛県	5.44%(+1.04%)
高知県	7.02%(+1.51%)
福岡県	7.20%(+1.00%)
佐賀県	8.33%(+0.99%)
長崎県	7.90%(+0.97%)
熊本県	8.20%(+0.98%)
大分県	7.29%(+0.87%)
宮崎県	9.70%(+0.65%)
鹿児島県	11.98%(+1.14%)
沖縄県	3.42%(+0.14%)

出典：厚生労働省 第180回社会保障審議会
医療保険部会 資料2

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年4月の値からの変化量(%ポイント))

【品川区の現状】(7/10現在)

国民健康保険被保険者数

63,266人

マイナ保険証登録者

30,456人

登録者割合

48.14%

令和6年4月マイナ保険証利用率

9.10%

【参考 特別区全体】(7/10現在)

登録者割合

46.19%

令和6年4月のマイナ保険証利用率

7.74%

2. 報告事項 加入者情報のお知らせ発送について

全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただけるよう、令和6年10月までに、原則すべての被保険者に対して、医療保険者等の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知するよう、国から求められています。品川区では、以下のように準備を進めています。

1. 送付時期

特定記録郵便にて**令和6年9月下旬**に発送予定

※郵便事情によりお手元に届くまでに1週間から10日ほどかかる場合があります。

2. 対象者

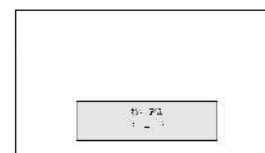
品川区国民健康保険被保険者 約50,000世帯

3. 周知について

区広報紙9月11日号、区ホームページに掲載

★加入者情報のお知らせイメージ A4サイズ

別紙1



大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険情報（※）は、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナンバーカードを利用いただける状態となっています。マイナンバーをお持ちであれば、ご利用ください。

※国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）

（注）※ 個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）の下4桁を記載しています。

このお知らせは9月2日現在の情報で作成しています。基幹日更新、国民健康保険の資格を喪失された方は、訂正書により取り消し、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

140-8715

東京品川区広報紙課（品川区1-3-6）

品川区国民健康保険課

TEL: 03-5742-6676

2. 報告事項 加入者情報のお知らせ発送について

加入者情報のお知らせに同封するチラシ

<表>

△ご注意ください！ (令和6年4月時点)

今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります
※令和6年12月1日までに発行された保険証は有効期限まで使用できます

とってもカンタン！ 医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証 暗証番号

顔で照らし合わせてください。 Or 暗証番号を入力してください。

3 同意の確認

診察室等での診療・処方・健診情報の
利用について確認してください。

診療や保険を
利用します

同意しない

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

<裏>

！ マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)

② 郵便による申請

③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2. マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う

② 「マイナポータル」から行う

③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円
節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体
の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を
超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有して
いない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくこと
なく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。